

新BIS規制の資本市場への影響（上）

原 田 喜美枝

一、はじめに

新BIS規制を「単なる銀行の健全性に関する規制」と捉えるのは大きな間違いであることを最初に記しておこう。確かに、現行のBIS規制は金融機関の健全性に関する監督規制であり、自己資本比率は健全性をみるひとつの目安として利用されることが多かった。しかし、以下で詳しくみるように、新BIS規制は現行のBIS規制とは様々な面で異なることから、資本市場や企業活動

にも大きな影響を及ぼすことが予想されている。

現行規制の問題点が指摘され始め、民間金融機関からは是正を求める声があがり、新たな規制枠組みの必要性が議論され始めてから既に一〇年近く経過している。「BIS規制見直しに関する第一次市中協議案」の公表やパブリック・コメントの募集、コメントに基づく修正等がおこなわれ、二〇〇三年四月の「BIS規制見直しに関する第三次市中協議案」まで、三回にわたる議論の積み重ねがあった。バーゼル銀行監督委員会の最終合意は二〇〇四年六月に公表されている。⁽¹⁾ その後も

様々なプレス・リリース等が公表されている。

この新規制の概要を目にした人の中には、おびただしい数の資料、リスク管理手法の複雑さ、数多くの規制が目につき、新規制の全体像が見えにくいと感じる人も多いだろう。そこで、本稿では、目前に施行が迫っている新B I S規制を鳥瞰し、資本市場・マクロ経済環境に与える影響を考察する。

二、現行B I S規制と新B I S規制

(1) “One-size-fits-all”規制

最初に現行B I S規制からみていこう。現行B I S規制は、正式には一九八八年七月に公表された「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化」で規定されている。自己資本充実度の測定に関するフレームワークと、達成すべき最低基準が

現行のB I S規制である。²⁾この規制は、国際銀行システムの健全性と安全性を強化する、国際業務に携わる銀行間の競争上の不平等の要因を軽減する、という二つの目的から制定されている。

この目的からもわかるように、現行B I S規制はまさしく銀行に関する規制である。八〇年代当時、海外企業の買収、L B O、不動産融資、果ては高級絵画の購入など海外で活発に活動していた邦銀に対して、自己資本を基準とした一定の規律を課すことを狙って制定された、とまことしやかにさやかれている。著名な米国の金融学者であるKaufman氏は、現行B I S規制には邦銀発のシステムミック・リスクを回避したいという思惑があったと述べている。³⁾なぜなら、邦銀の海外活動は、バブル期の株価上昇によって有価証券含み益が急激に増大したことが背景にあつて活発化したのであり、ひとたび含み益が減少したときの影

図表 1 現行 BIS 規制
自己資本の定義

Tier 1 基本的項目	普通株式 非累積配当型優先株式 公表準備金 等	
Tier 2 補完的項目	非公表準備金	営業用不動産再評価準備金 有価証券含み益（45%算入）
	資産再評価準備金	資産評価損や特定しえない潜在的損失を反映する金額を含んでいる場合、リスク・アセットの1.25%以下、特例で2.0%以下。 累積配当型優先株式、永久劣後債、転換義務付証書等。
	一般引当金／一般貸倒引当金	Tier 1 の50%が限度、残存期間 5年以内の場合毎年20%ずつ割引算入。
	負債性資本調達手段	
	期限付劣後債	Tier 1 の合計額の50%を上限とする。

（注） 詳細については「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化」参照。

響は計り知れないと考えられたのである。国境を越えて、銀行の連鎖破綻が起こるのではないかとということが危惧されたのである。

現行 BIS 規制を一言で表現するなら、和製英語のフリーサイズに該当する“one-size-fits-all”な規制といえる。内容から判断するなら、杓子定規な規制と考えることもできよう。現行規制について簡単に概要をみる。

自己資本はリスク・アセット総額（オンバランス＋オフバランス）の8%以上と定められており、分子の自己資本はTier 1（基本的項目）とTier 2（補完的項目）から構成される（図表1参照）。Tier 1は無制限に算入することができるが、Tier 2はTier 1と同額までしか算入できない。リスク・ウェイトは単純で、0%、10%、20%、50%、100%の五種類しかない。オンバランスシートの資産カテゴリー毎のリスク・

図表2 現行 BIS 規制
オンバランスシートの資産カテゴリー毎のリスク・ウェイト

0%	現金 中央政府・中央銀行向け現地通貨建債権 OECD 諸国の中央政府・中央銀行向けその他債権
10%	中央政府以外の自国公共部門向け債権
20%	全銀行向けの残存期間1年以下の債権 OECD 諸国の銀行に対する1年超の債権
50%	住宅担保貸付
100%	OECD 以外の銀行に対する1年超の債権 民間部門向け債権 公共部門所有の事業会社向け債権 営業用土地・建物・動産およびその他の固定資産 不動産投資およびその他の投資

(注) 詳細については「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化」参照。

ウェイトは図表2に示されている。例えば、日本国債であればOECD諸国の債権であることから、リスク・ウェイトは0%、つまりリスクフリーな債権となる。別の例をあげれば、民間企業向け融資は、事業会社の格付けに関わらず、一律100%のリスクの掛け目となる。

九〇年代後半から生じた「貸し渋り」や「貸しはがし」には幾つかの要因があったが、そのひとつに自己資本を算出する際の分母である貸出残高を減らすという目的があった。つまり、リスク・ウェイトが0%の国債を増やし、リスク・ウェイトが100%の企業・個人向け貸出を減らすということがおこなわれたのである。超低金利下では国債で運用していても利益を得ることは可能だったのである。この記憶が新BIS規制に関する不安を煽っていると思われる。しかし、新BIS規制の下でも「貸し渋り」や「貸しはがし」は生じ

る可能性があるのだろうか。この疑問は後半部分で検討する。

(2) 新 BIS 規制の概要

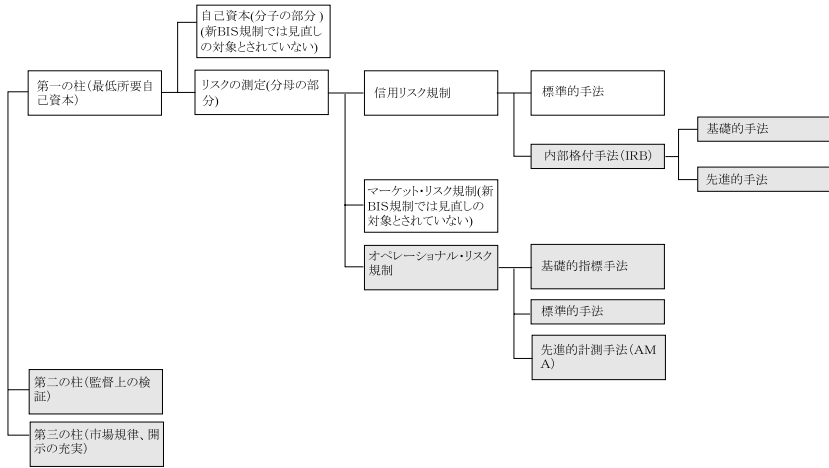
BIS が公表している新 BIS 規制の全体を説明する文書 (Basel II: International Convergence of Capital Measurement and Capital Standards: A Revised Framework – Comprehensive Version) は、全体で三四七ページの分量がある (ダウンロード可能。http://www.bis.org/publ/bcbis128.htm) が、要点だけを列挙すると比較的全体像は見やすい構成になっている。

見直された点としては、まず、単一のリスク計測方法ではなくなることがあげられる。それに代わって、銀行自身による内部管理の手法を採用できるようになり、市場規律を重視するというス

タンスがリスク計測手法にも反映されている。第二に、一律の規制枠組みではなく、複数の手法から選択できるようにし、リスク管理を向上させるインセンティブが提供されるようになった。現行規制で対応できていたのは、信用リスクとマーケット・リスクだけだった。第三に、リスクの違いをより正確に反映するようにリスク・ウェイトが細分化されている。区分が同じなら同一のリスク・ウェイトが適用され、信用リスクが適切に反映されない、という問題が改善されている。

新規制を難しくしている要素は幾つかあると思われる。まず全体が三つの部分、第一の柱、第二の柱、第三の柱に分けられる。それぞれを一言で述べれば、最低所要自己資本について定められている「第一の柱」、内部管理の充実に関する「第二の柱」、ディスクロージャーの充実を定めた「第三の柱」という三部構成である (図表 3 参

図表3 新 BIS 規制の全体像



(注) 灰色の部分が新規の規制。“Basel II: International Convergence of Capital Measurement and Capital Standards: A Revised Framework – Comprehensive Version”等をもとに作成。

照)。現行規制と比較すると、第二の柱、第三の柱が新規に追加されていることになる。だが、中心となるのは大幅に拡張された第一の柱、リスク計測の精密化であり、前出の三四七ページからなる資料の五五%以上(一九二ページ)が第一の柱の説明にあてられている。

邦銀の情報開示姿勢は大手米系銀行などと比べると不明瞭な点が多く、経営情報の透明性を高めることは重要な課題として認識されているが、第二・第三の柱の解説は別の機会に譲ろう。本稿の目的は、新BIS規制の資本市場への影響を考察することにるので、第一の柱に焦点をあててマーケットとの関連をみる。実は、この第一の柱が最も難解な部分である。

第一の柱のどの部分が難解に見えるのだろうか？まず、現行BIS規制にない手法が複数導入され、選択肢が用意されている点だろう。たとえ

ば、新規制では、与信額が同額でも貸出先の分散をおこなえばリスク分散効果が働くことから、リスクが削減するという効果が考慮されている。また、信用度の高い企業向け与信のリスク・ウェイトが軽減されるとともに、逆に信用度が低い与信に対しては一〇〇%を超えるリスク・ウェイトが導入されている。

図表3を用いて、第一の柱の枝分かれしている部分の説明に移ろう。オペレーショナル・リスク規制と信用リスク規制について、それぞれ三つの選択肢が用意されている。オペレーショナル・リスクとは、事務事故、システム障害、不正行為などによって損害が生じるリスクのことを指す。信用リスクについては、標準的手法と二つの内部格付手法 (The internal ratings-based approach)。IRBと略されることが多い。以下、IRB)があり、それぞれ基礎的的内部格付手法

(基礎的IRB)、先進的内部格付手法(先進的IRB)と呼ばれる。オペレーショナル・リスクについては、基礎的指標手法、標準的手法、先進的計測手法 (The advanced measurement approach)。AMAと略されることが多い。以下、AMA)の三つである。

三つの選択肢から各一つを選ぶことになるので、組み合わせとしては九通りあることになる(組み合わせの公式であらわすと ${}_{3}C_{1} \times {}_{3}C_{1} = 9$)。しかし、信用リスクは標準的手法、オペレーショナル・リスクは基礎的指標手法を選んでいる銀行が多いと思われる(大手銀行はIRBとAMAが⁽⁴⁾主)。

信用リスクの標準的手法と、オペレーショナル・リスクの基礎的指標手法と標準的手法は、監督当局が定めた方法に基づいて所要自己資本比率を計算することになるため、現行BIS規制と似

ているといえよう。一方、信用リスクの二つのI
RBとオペレーショナル・リスクのAMAは、銀
行自身がリスクを計測して所要自己資本比率を求
めることができるという点で新しい手法である。

選択する方法によってリスク・ウェイトが異な
るだけでなく、資本市場に対する対応も変わって
くると考えられることから、以下では主な信用リ
スク計測手法とリスク・ウェイトについて明らか
にする（オペレーショナル・リスクに関しては資
本市場との関連が相対的に薄いことと、紙面の都
合から省略する）。

(3) 新BIS規制の信用リスク計測方法

信用リスクには三つの計測方法があることを紹
介した。以下では、それぞれの特徴をとらえる。

① 標準的手法

リスク資産ごとにリスク・ウェイトを用いて計

算するという点では現行BIS規制と似ている
が、リスク・ウェイトが精密化されているとい
う点で現行規制より優れている（現行規制との比較
は図表4）。図表4からわかるように、中小企
業・個人向けの与信についてはリスク・ウェイト
が一〇〇%から七五%へと軽減されている。住宅
ローンのリスク・ウェイトも軽減されることか
ら、自己資本比率が上がる方向に働くといえる。
中小企業や個人向けの与信は融資額が比較的小さ
く、小口分散によるリスク軽減効果が考慮されて
いるのである。

「新BIS規制下では中小企業への貸し渋りが
生じるのではないか」という危惧を耳にすること
が多いが、リスク・ウェイトの軽減や小口分散効
果を考えれば、健全な財務体質の企業であれば問
題ないといえるだろう。もちろん、個別の銀行に
対する影響度合いは、銀行ごとの状況によって異

新 BIS 規制の資本市場への影響（上）

図表 4 標準的手法を採用した場合のリスク・ウェイト

与信先区分	現行規制	新しい規制
国・地方公共団体	0%	0%
政府関係機関等	10%	10%(20%)
銀行・証券会社	20%	20%
事業法人 (中小企業以外)	100%	(格付けに応じ) 20%~150%※ 又は (格付けを使用せず) 一律100%※
中小企業・個人	100%	75%
住宅ローン	50%	35%
延滞債権	100%	150%※※ (引当率に応じて軽減)
株式	100%	100%

※ 事業法人の格付けについては、依頼格付のみ使用可能。

※※ 延滞債権は、3ヶ月以上延滞が発生している債権者に対する与信。
(出所) 金融庁「新しい自己資本比率規制(案)の概要」

なってくるものと考えられるし、財務体質の悪い企業への対応は今後変化することも考えられる。

図表 4 は単純化されており、細分化すれば、事業法人（中小企業を除く）に外部格付を利用して、貸出先企業の信用力に応じたリスク・ウェイトを適用するという選択肢もある。また、延滞債権については、引当率の多寡に応じてリスク・ウェイトが加減される仕組みになっていることを申し添えておく。

② I R B

各銀行のリスク管理手法を利用して、求める内部格付に応じてリスク資産のリスク・ウェイトが算出されるのが I R B である。標準的手法ではリスク管理手法に関わらず適用できるよう簡素な枠組みが提供されているのに対し、I R B では、各銀行がそれぞれの内部格付をもとに分類した与信、案件ごとに借り手の今後一年間の予想デフォ

図表5 2つのIRB

	基礎的 IRB	先進的 IRB
デフォルト率※	銀行推計	銀行推計
デフォルト時損失率	各行共通の設定 ※※	銀行推計

※ デフォルトの定義は日本の要管理先以下の債権に相当。

※※例えば、事業法人向け無担保債権については45%。

(出所) 金融庁、「新しい自己資本比率規制(バーゼルⅡ)の概要」

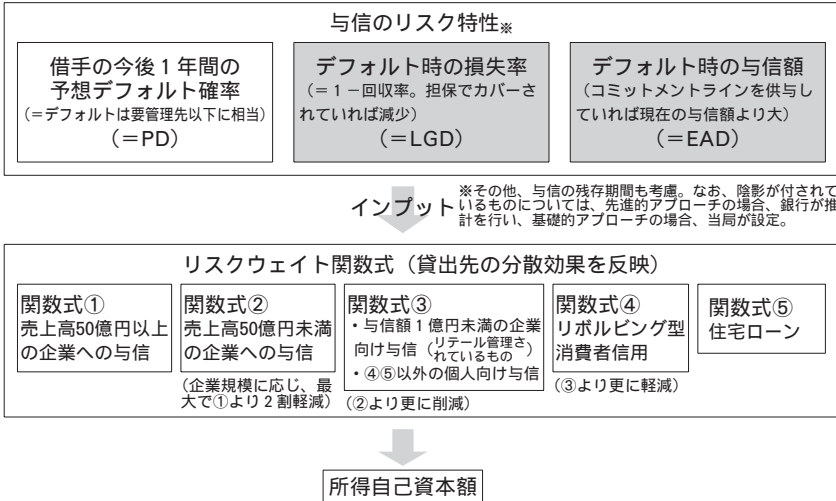
ルト率、デフォルト時の損失率等を算出する。そして、求めた損失率等を関数に入れ、リスク・ウェイトを算出する仕組みになっている。

IRBは基礎的IRBと先進的IRBに分かれるが、両者は、どこまで各銀行の内部格付を利用するか、という点で異なる。基礎的IRBでは各銀行のデータを利用するのは予想デフォルト率のみで、その他のデータについては監督当局の設定した数値を利用する。先進的IRBではデフォルト関連データはすべて各銀行が算出する(図表5参照)。

ここでいう関数とは何だろうか、関数を利用して何を求めるのだろうか。与信には損失が生じることが予想されるため、この損失(期待損失という)は金利や貸倒引当金でカバーされる。そのうえで、ある確率(たとえば信頼区間九九%など)のもとで生じる最大損失から、この期待損失を控

新 BIS 規制の資本市場への影響（上）

図表 6 IRB の仕組み



(出所) 金融庁、「新 BIS 規制案の概要」

除し、残った部分を非期待損失と呼ぶ。非期待損失について、自己資本でカバーするのである（IRBの仕組みについては図表6参照）。期待損失とは確実に発生すると考えられる平均的な損失であると考えると、非期待損失とは予測不可能な損失とみることができる⁽⁵⁾。

IRBに関してはリスク・ウェイトの一覧表は存在しない。IRBを採用した際のリスク・ウェイトが表示されている表を目にすることがあるが、それはデフォルト確率などの与信のリスク特性に何らかの仮定をおいて試算された数値に過ぎない。

新BIS規制を導入した場合の影響度調査というものが過去五回おこなわれ、その都度公表されている⁽⁶⁾。最新の第五回目（QIS5）に参加した邦銀が予想した影響度について紹介しよう。基礎的IRBによる場合、邦銀の最低所要自己資本は

三・〇%増加するという結果が出された。他のG10諸国の銀行が基礎的IRBを採用した場合は、最低所要自己資本が減少する結果となっていることと対称的である。邦銀の必要とする所要自己資本が増えると予想されたのはなぜだろうか。

幾つかの理由が考えられるが、資本市場に関連する理由としては、邦銀の株式保有比率の高さが第一に挙げられる。銀行の株式保有比率が他のG10諸国の銀行に比べ高いために、自己資本比率にマイナスの影響を与えているのである。銀行の株式保有比率は今後減少することになるのだろうか。次回、第三節で資本市場に与える影響について考察する。

(以上、前半)

(注)

- (1) バーゼル銀行監督委員会の公表資料とは“G10 central bank governors and heads of supervision endorse the publication of the revised capital framework.”と“International Convergence of Capital Measurement and Capital Standards: a Revised Framework”の二つ。よせURL: <http://www.bis.org/>に掲載されている。仮訳「G10中央銀行総裁・監督当局長官、改訂された自己資本の枠組の公表を承認」と「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化：改訂された枠組」は日本銀行ホームページ http://www.boj.or.jp/theme/finsys/act/bis_kisei/index.htm から入手できる。
- (2) 一九九五年末には、マーケット・リスクに係る自己資本規制比率が導入されている。現行BIS規制の全文の日本語訳は <http://www.boj.or.jp/type/release/zuiji/kako02/bis9906d.pdf> を参照。
- (3) Kaufmanの論文は以下の通り：Kaufman, George (2003), “Basel II: The roar that moused,” FDIC Federal Register Citations, Federal Deposit Insurance Corporation
- (4) 安井肇著「特別調査 地銀のリスク管理体制分析」金融財政事情二〇〇五年一月三日号によると、七六%以上もの地銀がこの組み合わせを選択する予定である。

新 BIS 規制の資本市場への影響（上）

- (5) 本稿では確率分布図や数式モデルについて説明は省略する。金融庁・日本銀行資料「新 BIS 規制案：」第三次市中協議文書（C P 3）からの主な変更点「二〇〇四年一月等が参考になる。
- (6) 影響度調査の調査質問表は、金融庁ホームページから入手可能（第五回目の影響度調査は、www.fsa.go.jp/inter/bis/bj_20050920/02.pdf）。この調査結果の概要も公表されている：「パーセルⅡ・定量的影響度調査（Q I S 5）」
△〇五年九月末時点▽結果概要」金融庁 日本銀行二〇〇六年六月」http://www.boj.or.jp/type/release/zujij_new/data/bis0606d2.pdf。ただし、この日本の監督当局から公表されている資料は、日本の銀行に関する結果部分のみである。

（はらだ きみえ・中央大学助教授
当研究所客員研究員）